

清里町
障がい者計画
障がい福祉計画
障がい児福祉計画
【概要版】

令和3年3月
清里町

01

計画策定の背景と趣旨

この計画は、国や北海道の動向等を踏まえつつ、清里町における障がいのある人に関する施策の基本方針などを示す計画です。

北海道が平成25年度に策定した「第2期北海道障がい者基本計画」は、国の動向等を踏まえ平成30年に改定し、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指して、障がい者施策の一層の推進を図ってきました。

本町におきましては、障がいのある人の生活を支える総合的な計画として、平成30年3月に「清里町障がい者計画」を策定し、障がいのある人が、地域で安心して暮らし、様々な分野の社会参加活動への参画を広げていけるように各種施策を推進してきました。

また、同時期に「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人を取り巻く環境の変化や、障害福祉サービスのニーズの高まりに対応すべく各事業の充実を図ってきました。

令和2年度には、計画期間(平成30年度～令和2年度)が終了することから、こうした国等の動向を踏まえるとともに、施策の実施状況や効果を検証した上で、中・長期的な視点も持ちながら、3年後の令和5年度を目標年度とする新たな清里町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定します。

計画策定の根拠と役割

	法的位置づけ	計画の役割
障がい者計画	○障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」	○障がいのある人のための施策に関する基本的な計画を策定する。
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	○障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」 ○児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」	○障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示すもの。 ○第5期より、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保等に関する事項を定める「障がい児福祉計画」を包含して策定する。

02 計画が目指すまちの姿

障害者基本法第1条に規定されるように、障がい者施策は、全ての町民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての町民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

障がい者計画では、このような社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がい者が自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できる地域社会の実現をめざすための障がい者施策の基本的な方向を定めるものとします。なお、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の根拠法である障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念も踏まえ、本計画の基本理念を下記のとおりとします。

計画の基本理念

誰もが自分らしく 住み慣れた地域で暮らせるまちづくり

基本視点

地域生活の相談体制と支援体制の充実

障がいのある人が自らの選択・決定に基づき身近な地域で日常生活や社会生活を営むには、地域生活を支える体制の整備が必要です。

入所施設等から地域生活への移行、または地域での生活を継続するためには、身近な地域で生涯を通じて必要なサービスを利用できることが必要です。

そのため、障がいのある人が安心して地域で生活できるよう、サービスを利用するにあたっての相談体制の充実や障がい福祉サービスをはじめとするサービス提供体制を充実します。

自立と社会参加の促進

障がいのある人が自らの選択と決定により、主体的に行動し、地域で自立した生活ができるよう、身近な地域での療育や教育の提供、本人の希望やその個人のニーズに応じた就労支援等を推進します。

また、町内での住民自治活動や地域での活動、障がい者自身が主体となって自発的に活動できる場など、障がいのある人が積極的に参加することができる場を地域全体で提供する体制の整備を推進するとともに、社会参加の取り組みを促進します。

バリアフリー社会の実現

障がいや障がいのある人への理解を深め、差別や虐待、偏見を除去する心のバリアフリー化、公共施設、交通機関などのユニバーサルデザインの推進や災害発生時の安否確認など、清里町の地域特性を踏まえながら、障がいがあっても安心して暮らせるまちづくりを地域全体で推進します。

基本方向1 生活支援の充実

地域での生活を希望する障がいのある人が自らの選択によりニーズに沿った支援を利用しながら、相談体制やサービスを充実することが必要です。身近な地域で日常生活及び社会生活を営むことが出来る体制を整備します。

- 在宅サービスの充実
- 相談支援体制の構築
- 障がい児支援の充実

基本方向2 保健・医療の充実

障がいの原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見・治療の推進を図り、出生から高齢期に至る健康保持・増進等のため健康診査等の推進、障がいの早期発見及び障がいに対する適切な医療を提供し、障がい者に対する適切な保健サービスを提供します。

- 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見
- 適切な保健・医療サービスの提供
- 保健サービスの充実
- 障がいに対する医療の充実
- 精神保健福祉施策の推進、難病支援施策の継続

基本方向3 教育・文化芸術活動・スポーツ等の充実

町民すべてが、障がいのある人もない人も一人ひとりの人間として尊重し合うことが社会形成の基本となります。そのためには、町民が障がい者と障がいそのものに対する理解を深めることが重要であり、広報活動、イベント、教育の場、ボランティア活動等あらゆる場において、理解の促進や啓発を図るとともに、障がいのある人とない人の交流を深め、ノーマライゼーション理念の普及に努めます。

また、障がい者一人ひとりが社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう、それぞれの障がいの状況に応じたスポーツ・レクリエーションや文化活動への参加を促進します。

- 教育環境・相談体制の整備
- 学校教育の充実
- 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- 地域活動・ボランティア活動の支援

基本方向4 就労支援の推進

障がい者の自立と社会参加を促すために、生活する地域での理解や支援、就労は必要不可欠です。障がい者の雇用・就労については「雇用対策法」、「職業安定法」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」等において、雇用の促進及び就労の安定を図るために必要な施策を推進するよう努めると示されています。

障がい者雇用の拡大に向けた啓発活動の強化に努めるとともに、障がい者の地域での生活支援や就労支援を推進します。移行する障がい者に対し、相談支援体制の充実を図り、就労支援については、公共職業安定所等が実施する職業相談・職業訓練・能力開発・職業紹介等に協力します。

- 雇用環境の改善に向けた普及啓発
- 就労の場の確保
- 就労移行支援の推進

基本方向5 生活環境の整備

建築物、道路及び交通機関等における物理的な障壁を除去することは、障がい者の自立と社会参加を促進するための基礎的な条件です。生活環境面の改善は行政、民間事業者及び町民が一体となって推進し、施設・設備の整備に際しては、誰もが快適で生活しやすいように努めます。

障がい者が安心して地域で生活できるよう、障がい者の日常生活に適した住宅の整備を促進するとともに、障がい者に配慮した防災対策を充実する必要があります。

すべての町民にとって暮らしやすいまちづくりをノーマライゼーション理念の具現化の根幹をなす施策として位置づけて取り組みます。

- 住環境の整備
- 福祉のまちづくりの推進
- 移動支援の充実

基本方向6 情報・コミュニケーション環境の整備

視覚・聴覚障がい者は、情報の収集利用に大きなハンディキャップがあります。

必要な情報を家庭など身近なところでの確かつ十分に収集でき、円滑にコミュニケーションができるサービスが必要です。また、サービスの利用については、障がい者やその家族が適切なサービス選択・決定等が可能となるよう情報提供に努めます。

- 情報提供・相談体制の充実
- コミュニケーション手段の確保

基本目標7 緊急時・災害時の安全・安心対策の充実

障がい者が安全・安心して暮らせる社会の実現のために、各種関連団体等との連携による緊急時・災害体制の確立を図ります。また、障がい者の状況や特性等を把握し、その状態に応じた緊急時・災害対策が図られるよう支援体制の整備と対象者の把握に努めます。

- 災害時の障がい者支援施策の推進
- 避難誘導體制等の確立
- 防災情報システムの充実
- 防災意識の啓発
- 本人の状態や環境の把握

基本目標8 権利擁護・理解の促進

障がい者やその家族が安心して生活できるよう、権利擁護に関する制度の周知や住民の障がいへの理解の高揚等に努めます。

- 人権・権利擁護の推進
- 福祉教育の充実

03 障害(児)福祉サービス

本町では、以下のようなサービスを提供しています(一例)。

詳しくは保健福祉課までお問い合わせください。

居宅介護
(ホームヘルプサービス)

自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により、行動上の著しい困難を有し、常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。

行動援護

自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

重度障害者等
包括支援

介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

短期入所
(福祉型・医療型)

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

自立訓練(機能訓練・
生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援
(A型・B型)

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

就労定着支援

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

共同生活援助
(グループホーム)

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。

04

障がい児に関する重点施策

切れ目のない支援体制の構築

障がい児が地域で暮らせる社会の実現には、居住支援を基本とする基盤整備を進めるとともに、入所施設従事者が地域生活支援の担い手となる等、施設機能を入所施設から地域生活支援へと転換する必要があります。

母子保健事業や子育て支援事業ですべての子どもと関わる中で、関係機関と連携を図りながら、障がいの早期発見、早期対応に努めます。また、障がいの状況に応じてライフステージを見通した切れ目のない支援を構築します。

インクルージョン教育(ともに学ぶ機会)の充実

障がいのあるなしに関わらず共に学ぶ機会を充実するとともに障がいに対する理解を深めるための機会を充実します。

清里町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

令和3年3月 発行

発行	清里町
編集	清里町 保健福祉課
	〒099-4405
	北海道斜里郡清里町羽衣町35番地
TEL	0152-25-3847
FAX	0152-25-2137